

2007年1月吉日

各 位

財団法人 社会経済生産性本部  
理事長 谷口 恒明

## 中国労働契約法制・人事労務管理調査団のご案内

謹 啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当本部の諸活動につきまして格別のご厚誼を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度当本部では世界的に労働契約法制に注目が集まっている中、青山学院大学と共同し、中国労働契約法制・人事労務管理調査団の派遣を企画いたしました。労働契約法制は、人事労務管理の一層の現代化が進む中で、新しい諸問題に対応できるような法的ルールが求められており、グローバル化への対応としても、労働契約ルールの整備は不可欠となっています。

つきましては、貴社・貴団体・貴組合の中国における労働契約法の調査を通じ最新の人事労務管理の動向把握、中国の法制度や司法制度についての一層の理解への一助に、当調査団をご活用賜ればと存じ、ご案内をさせて頂く次第でございます。ご多忙とは存じますが、当調査団へのご参加を心よりお待ちしております。

謹 白

# 中国労働契約法制・人事労務管理調査団について

## 1．実施時期

2007年3月10日(土)～17日(土) 8日間

## 2．訪問都市

上海、北京(中国)

## 3．参加対象

企業・団体の人事労務担当役員・責任者の方、労働組合の幹部の方

## 4．調査趣旨

現在、中国では労働契約法草案(以下、草案)が議論になっています。

本草案は2006年3月20日に全国人民代表大会常務委員会事務局より公表されたものであり、1ヶ月間にわたりパブリックコメントの募集が行われました。中華人民共和国成立後、一般から意見聴取がなされた法律は、本草案で13番目であり、この意味でも非常に広範な注目を浴びていると言えます。最終的には19万2000通にも上る意見が寄せられ、その中には厳しい意見・批判的な意見も多く、まさに議論沸騰の状況にあります。

このような草案制定・法改正作業の背景には、中国における大卒者の就職難、ホワイトカラーの賃金上昇の鈍化、ブルーカラー労働力の不足、中国企業における人事労務管理の進展等があります。本草案について理解を深めることは、単に、来るべき新ルールへの先んじた対応が行えるという点のみならず、激動する中国の人事労務管理の状況を「肌で感じることができる」という意義があります。

## 5．主な調査項目と予想される成果

全文7章65条の労働契約法が成立すれば、中国国内のすべての企業の人事労務、経営戦略に大きな影響を与えることとなります。

以上をもとにした、主な具体的調査ポイントは下記に要約できます。

- (1) 労働法の適用対象の拡大と実務への影響・効果
- (2) 「期間の定めのない労働契約の「見なし」規定と実務への影響・効果
- (3) 「労働者に有利に解釈する」という原則規定と実務への影響・効果
- (4) 試用期間の法定化と実務への影響・効果
- (5) 就業規則制定・労働者関与規定と実務への影響・効果
- (6) 解雇・整理解雇に関する法規制と実務への影響・効果
- (7) 労働組合の影響力の強化と実務への影響・効果
- (8) 経済補償金制度の変化と実務への影響・効果
- (9) 競争規制強化と実務への影響・効果
- (10) 派遣労働に関するルールの変更と実務への影響・効果
- (11) 駐在事務所の直接雇用の解禁と実務への影響・効果

本調査団は、このような詳細なポイントをもとに現地調査を行うものであり、具体的な調査成果が期待できます。しかも、今回の各訪問先は、いずれも、本テーマの調査にとって非常に貴重なところであり、日本では決して得られない知見を獲得できます。

## 6. 訪問先候補

### 上 海

- (1) 労働契約法草案専門家グループ学識者  
労働契約法の立案に関与した学識者へのインタビュー。同法を背景から理解できる。
- (2) 錦天城法律事務所  
上海最大級の法律事務所。多くの顧問企業を抱える。中国の労働法の法的解釈問題、労働契約法制で予想される解釈問題、労働問題関連の紛争の実態を学べる。
- (3) 上海市人民代表大会財政経済委員会  
中国における労働政策について、行政としての最先端の知見を学べる。
- (4) 上海市労働社会保障局、労働仲裁委員会  
中国・上海市における人事労務管理の諸問題について、その具体的解決の様相を学べる。
- (5) 労働法を専門とする実務家  
中国において生じている人事労務管理の法的諸問題について学べる。
- (6) 現地日系企業・中国企業  
中国においてどのような労働問題が起きており、それに実務としてどのように対応しているかを学べる。

### 北 京

- (1) 国務院法制弁公室労働契約法草案専門家  
労働契約法の立案に関与した政府中枢専門家へのインタビュー。同法を背景から理解できる。
- (2) 中華総工会  
現在中国で生じている労働法上の諸問題について、労働組合としての見解を聞くことができる。労働契約法案に対する労働組合側の見解についてもヒアリングを行う。
- (3) 北京市労働仲裁委員会  
中国・北京市における人事労務管理の諸問題について、その具体的解決の様相を学べる。
- (4) 労働社会保障部（省）関係者  
中国における労働政策について、行政としての最先端の知見を学べる。
- (5) 労働法を専門とする実務家  
中国において生じている人事労務管理の法的諸問題について学べる。
- (6) 現地日系企業・中国企業  
中国においてどのような労働問題がおきており、それに実務としてどのように対応しているかを学べる。

## 7. アカデミック・コーディネーター

藤川 久昭（ふじかわ ひさあき）氏

青山学院大学法学部助教授、大学院法学研究科ビジネス法務専攻主任  
弁護士（東弁）

### <略歴>

1990年 東京大学法学部卒業。92年同大学大学院修士課程修了。95年同博士課程単位取得退学。日本学術振興会特別研究員、都立労働研究所研究員、各種研究会研究委員を歴任。現在、東京都労働相談情報センター民間労働相談員、内閣府経済社会総合研究所部外協力者。アジア労働法研究会事務局。

### <著書（単共著）>

『現代イギリスの労使関係法制』（国際労働法フォーラム）、『注釈労働基準法（上）（下）』（有斐閣）、『労働法における労働組合像と実像』（日本労働研究機構）。

### <論文>

「イギリスの組合承認法制」（日本労働研究雑誌）、「日本における従業員代表制論」（季刊労働法）、「変更解約告知論をめぐる法的状況 現状と課題」（日本労働法学会誌）、「アジア諸国における集団的労働法制」（日本労働法学会誌）、「国際公正労働基準の法的再構成」（日本労働研究機構報告書）、「使用者はどこまで安全配慮義務を尽くせばいいのか」（下井古希記念論集）等。

楊 林凱（よう りんがい）氏

青山学院大学法学部助手

### <略歴>

1995年7月中国営口職業技術大学エレクトロニクス・エンジニアリング学科卒業、95年8月から99年4月まで中国営口市労働局長秘書官、99年6月中国遼寧大学法律系卒業、2001年3月日本東洋言語学院日本語総合課程卒業（総代）、03年3月青山学院大学大学院法学研究科博士前期課程修了、06年3月同大学大学院法学研究科博士後期課程満期退学（文部科学省国費研究留学生）。現在、学外では、中国華東政法大学客員研究員。

### <論文>

「中国における労働争議仲裁制度の再構築」（卒業論文）、「中国における失業保険法制の現状と課題」（修士論文）、「中国会社法の成立、展開および在り方について～日本をはじめ諸国における会社法からの示唆を受けて～（上）、（中）、（下）」（青山社会科学紀要）、「商事信託法理の基本に関する一考察」（青山法学論集）、「中国改正会社法（2005）の解釈と翻訳」（青山法学論集）等。

## 8. 募集要領

### (1) お申し込みについて

別添の「参加申込書」に必要事項をご記入の上、ファクシミリにてお送り下さい。  
なお、本研修企画は社会経済生産性本部、旅行実施は当本部契約の旅行代理店が行います。旅行代理店との契約については、ご参加者確定後、社会経済生産性本部を契約者とする受注型企画旅行契約で行います。

### (2) 参加費 80万円（賛助会員価格、消費税込）

上記参加費は賛助会員対象の価格です。一般の場合はお一人あたり10万円の増額になります。

### (3) 参加費の内訳

海外費 70万円

上記費用は、航空運賃（ビジネスクラス利用）、燃油特別付加運賃、空港施設使用料、空港税、宿泊費（シングルルーム利用）、現地陸上交通費（空港・ホテル・訪問先への移動、市内視察のバス代、ガイド代）、食事料金（全食事）、運營業務費（プログラム企画費、コーディネーター費、通訳・事務局費、訪問先関係費等）などを含みます。

なお、エコノミークラスをご希望の場合は、16万円の減額になります。

国内費 10万円（消費税込）

上記費用は、事前会合費（資料費、会場費、講師費等）、その他（訪問先への記念品代、報告書作成費等）などを含みます。

参加費に含まれないもの

上記参加費には、飲料代、個人的経費（自由視察時の諸経費、チップ、電話代、クリーニング代等）、集合時及び解散後の交通費、超過手荷物料金、旅券取得費用、任意の海外旅行傷害保険等は含まれません。

### (4) 取消料金

出発日前日から起算し、遡って15日以降3日前まで：参加費の20%

出発日前日から起算し、遡って2日前以降：参加費の50%

出発日以降の不参加：参加費の100%

### (5) 募集人員 20名

### (6) 最少催行人員 10名（最少催行人員に達しない場合は、出発日前日の15日前までにご連絡いたします）

### (7) お問い合わせ・お申し込み先

財団法人 社会経済生産性本部 コンサルティング部

「中国労働契約法制・人事労務管理調査団」事務局：高松、野村

〒150-8307 東京都渋谷区渋谷 3-1-1

TEL 03-3409-1130 FAX 03-3797-1810

URL <http://www.j-management.com/>